

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（案）」の概要

令和5年10月

環境省地球環境局地球温暖化対策課炭素ビジネス推進室
経済産業省産業技術環境局環境経済室

1. 改正の背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号（以下「温対法」という。）」第26条第1項に基づき事業者が事業所管大臣に報告する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法の見直しについて、令和4年1月から12月まで、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」※において議論を行い、同年12月に中間取りまとめを公表し、これを踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第272号（以下「改正温対法施行令」という。）」が令和5年9月に公布され、温室効果ガス算定排出量の算定対象活動の見直しや都市ガス・熱の事業者別排出係数の導入が行われることとなったところ。
- 中間取りまとめ及び改正温対法施行令を踏まえ、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）について、所要の改正を行う。
- ※ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>

2. 改正案の概要

- 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）によるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号 ※上記改正法により題名変更）の改正により、廃棄物の燃料利用又は廃棄物燃料の使用により発生する二酸化炭素がエネルギー起源CO₂に位置付けられたことに伴い、特定排出者において行われた直近の算定排出量算定期間におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量として、廃棄物又は廃棄物燃料の使用により発生する二酸化炭素に係る報告について新設する。【第4条、様式第1関係】
- 特定排出者が購入した証書による国内認証排出削減量について、電力に係る証書は他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量、熱に係る証書は他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素排出量が上限となることを踏まえて、それぞれ特定排出者の説明事項の一つに追加する。【第4条の2、様式第1関係】
- 調整後排出係数について、電気事業者と同様に、ガス事業者及び熱供給事業者についても、調整後排出係数を公表するものとする。【第20条の2関係】
- 都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定について、都市ガス及び熱の供給事業者ごとの係数を用いることを原則とするため、報告様式に、都市ガス及び他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数を記載する欄を新設する。【様式第1関係】
- その他所要の改正を行う。【第1条、第4条、第5条、第14条、様式第1関係】

3. 根拠条項

温対法第26条第1項

4. 今後の予定

令和6年4月1日：施行

以上